

商品類型 No.136 「リユース製品 Version1.4【分類 C：電力量計「電気子メーター」】（認定基準公開案）」への意見と回答

No	意見箇所	意見内容	回答
1	[基準]4-1.(4) 回収量・リユース率の報告について	使用済み製品の回収量、リユース率についての報告の手段が不明である。また、4-1.(2)③と重複していると思われる。	ご指摘のとおり、4-1.(4)と 4-1.(2)③に重複がありました。4-1.(4)を削除するとともに、4-1.(2)③において、回収量、リユース率についての証明方法を明確にしました。
2	[基準]4-1.(5) 代替フロンの使用について	代替フロン HCFC については、CFC と比べるとオゾン層破壊係数が低いことから代替とされていたが、モントリオール議定書において、オゾン層破壊物質に指定され、2019 年末に全廃が決定している。現在、HCFC 系を洗浄工程として使用している計工会社（電気子メーターリユースが可能な会社）は数社あると考えられる。 「電気子メーター」のリユースを促進する上で、認定有効期限内（2011 年 8 月 19 日まで）は、代替フロン HCFC を使用しないことに関する要件を削除した方がよい。	エコマークでは、商品類型全般での認定基準を通して、代替フロン全廃の促進を図りたいと考えております。したがって、原案通りとします。 なお、有効期限については、2011 年 8 月 19 日は誤りで、正しくは 2016 年 8 月 31 日でした。お詫びするとともにその旨訂正しました(2009 年 4 月 28 日に有効期限の延長を行っております)。
3	[基準]4-1.(5) 有機溶剤の使用について	洗浄工程において、「有機溶剤を使用している場合は...」とあるが、塗装においても有機溶剤を使用している場合があるので、洗浄工程とは別に再生工程においても、言及した方がよい。	ご指摘のとおり、有機溶剤の使用に関して、洗浄工程に加え、塗装工程についても回収措置を行っていることとしました。
4	[付属証明書] 記入表-1 付図 3 について	付属証明書：記入表-1 [2. 再生工程全体の説明] において、主な記述事項（例）として、「*認定基準の付図3におけるC1、C2、C3に関する説明」とあるが、認定基準（案）内に付図3が見当たらない。	ご指摘のとおり、付図 3 を認定基準書に追記しました。
5	[付属証明書] 記入表-2 環境法規順守証明書について	付属証明書：記入表-2 [環境法規等順守証明書] について、第三者機関による証明を添付する必要があるか。	付属証明書：記入表 2 に従い、最終製造工場長（もしくは工場の責任者）発行による証明書の提出があれば、第三者機関による証明の添付は必要ありません。

意見総数：5 / 意見者数：1 名